

○北杜市看護学生奨学金貸与条例施行規則

平成16年11月1日

規則第168号

改正 平成18年3月10日規則第82号

令和元年9月30日規則第14号

令和2年4月6日規則第30号

(趣旨)

第1条 この規則は、北杜市看護学生奨学金貸与条例（平成16年北杜市条例第239号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸与の申請手続)

第2条 奨学金の貸与を受けようとする者は、北杜市看護学生奨学金貸与申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 条例第1条に規定する看護学校の合格通知書の写し又は在学証明書
- (2) 履歴書

(選考)

第3条 市長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、その内容の審査及び試問により奨学金の貸与を受ける者を選考するものとする。

(貸与契約)

第4条 前条の規定により選考された者（以下「貸与対象者」という。）は、北杜市看護学生奨学金貸与契約書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 連帯保証人の印鑑証明書
- (2) 世帯全員の住民票の写し（本籍を記載したもの）
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定により契約書の提出があったときは、内容を確認し、貸与対象者と貸与契約を締結するものとする。

(奨学金の貸与)

第5条 奨学金の額は、条例第3条に規定する額とし、貸与期間は、貸与対象者が

看護学校に入学した時（在学している者にあつては、契約締結日の属する月の翌月）から在学する最短修学年限の終期までとする。

- 2 奨学金は、4月、7月、10月及び翌年1月の4期にそれぞれ3箇月分を一括して貸与するものとする。ただし、契約締結後初回の貸与月については、この限りでない。

（奨学金貸与の休止）

第6条 貸与対象者が休学又は停学の処分を受けたときは、当該処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月の分まで奨学金の貸与を休止する。

（貸与契約の解除）

第7条 貸与対象者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その契約を解除するものとする。

- （1）退学したとき。
- （2）死亡したとき。
- （3）心身の故障のため、就学の見込がなくなつたと認められたとき。
- （4）学業成績が著しく不良となつたと認められたとき。
- （5）奨学金の貸与を辞退したとき。
- （6）市長が契約を解除することが適当と認めたとき。

（連帯保証人）

第8条 条例第4条に規定する連帯保証人は、貸与対象者と連帯して、この規則に定める一切の金銭債務を負担するものとする。

- 2 前項の連帯保証人のうち、1人は父又は母（両親がいない場合は、兄姉又はこれに代わる者）とし、他の1人は独立の生計を営む成年者でなければならない。
- 3 貸与対象者は、連帯保証人が死亡したとき、又は連帯保証人を変更しようとするときは、新たな連帯保証人を定めて、速やかに北杜市看護学生奨学金連帯保証人変更届（様式第3号）に新たな連帯保証人の印鑑証明書を添え、市長に提出し、その承認を得なければならない。

（奨学金の返還）

第9条 貸与対象者が第7条第1項第1号又は第3号から第6号の規定により貸与契約の解除を受けたときは、その事由の生じた日の属する月の翌月の初日から起

算して1箇月以内に貸与を受けた奨学金の額（以下「返還基本額」という。）を返還しなければならない。

2 貸与対象者が、看護師国家試験に不合格の場合は、その事由の生じた日の属する月の翌月の初日から起算して1箇月以内に返還基本額を返還しなければならない。ただし、翌年度に再度看護師国家試験を受験するため病院に会計年度任用職員として就職した場合は、その1年間については、返還基本額の返還を猶予するものとする。

3 貸与対象者が、看護師国家試験に合格したにもかかわらず、病院に就職しなかった場合は、その事由の生じた日の属する月の翌月の初日から起算して1箇月以内に返還基本額を返還しなければならない。

（延滞利息）

第10条 条例第9条に規定する延滞利息は、返還すべき日の翌日から返還の日までの期間に応じ、返還基本額に同条の割合を乗じて計算した額とする。

（奨学金の返還の一部免除）

第11条 条例第6条に規定する場合において、貸与対象者が、奨学金の貸与を受けた期間が満了する前に退職等となったときは、返還基本額より6万円に看護師としての勤務月数を乗じた額を差し引いた額を返還するものとする。

2 貸与対象者が、看護業務外の事由により死亡又は重度心身障害状態になった場合は、貸与対象者又は連帯保証人の申出により奨学金の返還の一部を免除するものとする。

（奨学金の返還の免除）

第12条 貸与対象者が、看護業務従事期間中に看護業務上の事由により死亡又は重度心身障害状態になった場合は、奨学金の返還を免除するものとする。

（奨学金の返還猶予）

第13条 貸与対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、奨学金の返還の猶予を受けることができる。

（1） 罹災したとき。

（2） 疾病若しくは負傷により看護業務又は就学の継続が困難になったとき。ただし、重度心身障害状態となった場合を除く。

(3) 市長が、奨学金を直ちに返還させることが適当でないとき。

2 奨学金の返還の猶予を受ける者（以下「猶予申請者」という。）は、北杜市看護学生奨学金返還猶予申請書（様式第4号）により前項に規定する事実を証する書類を添えて、市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、北杜市看護学生奨学金返還猶予承認・不承認通知書（様式第5号）によりその結果を猶予申請者に対し通知するものとする。

（疑義の調整）

第14条 条例若しくはこの規則に定めのない事項又は契約に関し疑義が生じたときは、必要に応じて市長と貸与対象者が協議して定めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成16年11月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日までに、解散前の須玉町外一ヶ村病院組合看護学生奨学金貸与規則（平成13年須玉町外一ヶ村病院組合規則第1号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成18年3月10日規則第82号）

この規則は、平成18年3月15日から施行する。

附 則（令和元年9月30日規則第14号）

この規則は、令和元年10月1日から施行する。ただし、第10条第3項ただし書の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月6日規則第30号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

北杜市長 様

奨学金の貸与を受けようとする者（申請者）

㊦

北杜市看護学生奨学金貸与申請書

北杜市看護学生奨学金貸与条例施行規則第2条の規定に基づき提出します。

貸与申請額	円			貸与期間	年 月から	年3月まで	
申請者	氏 名				名 称		
	生 年 月 日	年 月 日			看護学校	所 在 地	
	本 籍					学 科 又 は 課 程	
	住 所	〒	-			入 学 年 月	年 月
		TEL	( )			卒 業 予 定 年 月	年 月
家 族 の 状 況 (申請者以外を記入)							
氏 名	続柄	年齢	同居の有無	勤務・在学先			
保 証 人 の 状 況							
氏 名							
生 年 月 日	年 月 日			年 月 日			
本 籍							
住 所	〒	-			〒		-
	TEL	( )			TEL		( )
職 業							
本人との続柄							

※ 添付書類

- 1 看護学校の合格通知書の写し（看護学校に在学する学生は在学証明書）
- 2 履歴書（写真を添付したもの）

様式第2号（第4条関係）

北杜市看護学生奨学金貸与契約書

北杜市長（以下「甲」という。）と、（以下「乙」という。）  
は、北杜市看護学生奨学金貸与条例（平成16年北杜市条例第239号）に基づき、  
奨学金の貸与に関し、次のとおり契約を締結する。

第1条 甲は、乙に対し、月額6万円を貸与するものとし、貸与期間は入学した時  
（在学している者にあつては契約締結日の属する月の翌月）から在学する最短修  
学年限の終期までとする。

2 貸与は、4月、7月、10月及び翌年1月の4期にそれぞれ3箇月分を一括し  
て乙の指定する口座へ振り込むものとする。ただし、契約締結後初回の貸与月  
については、この限りでない。

第2条 乙が休学又は停学の処分を受けたときは、その期間中は、奨学金の貸与は  
行わないものとする。

第3条 乙が看護師免許取得後速やかに北杜市立の病院又は診療所に看護師として  
勤務し、その期間が奨学金の貸与を受けた期間に達したときは、奨学金の返還を  
免除する。

2 前条に規定する休学又は停学による奨学金の休止期間は、前項の奨学金の貸与  
期間としてみなすものとする。

第4条 乙は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、事由が生じた  
日の属する月の翌月の初日から起算して1箇月以内に、貸与を受けた奨学金の額  
（以下「返還基本額」という。）を返還しなければならない。

- (1) 前条に規定する返還を免除する期間に達する前に退職したとき。
- (2) 退学又は奨学金の貸与辞退等によりこの契約が解除されたとき。
- (3) 看護学校卒業後1年以内に看護師免許が取得できなかったとき。
- (4) 看護師国家試験に合格したにもかかわらず、北杜市立の病院又は診療所に  
看護師として就職しなかったとき。

2 乙が前項第1号の理由により退職したときは、看護師免許取得後の勤務月数に  
応じ、減額した額をもってその者の返還基本額とする。

3 前項に規定する返還基本額は、6万円に看護師としての勤務月数を乗じ、その  
額を貸与総額から控除した額とする。

第5条 乙は、前条第1項各号の返還事由が生じたときは、既貸与分の奨学金の総  
額を一括返還しなければならない。ただし、次の各号に該当する場合は、奨学金  
の返還を猶予することができる。

- (1) 罹災したとき。

(2) 疾病若しくは負傷により看護業務又は就学の継続が困難になったとき。ただし、重度心身障害の状態になった場合を除く。

(3) 甲が、奨学金を直ちに返還させることが適当でないと認めるとき。

第6条 乙は、返還基本額を正当な理由なく返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間に応じ、返還基本額に年14.5パーセントの割合を乗じて計算した延滞利息を支払わなければならない。

2 前項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

第7条 乙が、第3条に規定する返還を免除する期間に達する前に業務中の事由により死亡又は重度心身障害の状態となったときは、奨学金の返還を免除する。

第8条 乙が、業務外の事由により死亡又は重度心身障害の状態となったときは、奨学金の返還については別途協議により定めるものとする。

第9条 連帯保証人は、乙と連帯してこの契約に定める一切の金銭債務を負担するものとする。

2 連帯保証人が負担する債務の限度額は、円とする。

第10条 この契約書に定めがない事項については、必要に応じて甲及び乙が協議して定めるものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、下記の者がそれぞれ記名又は署名し、押印の上、甲乙それぞれ保有する。

年 月 日

債権者（甲） 住所 北杜市須玉町大豆生田961番地1  
氏名 北杜市長 印

債務者（乙） 住所  
氏名 印

連帯保証人 住所  
続柄  
氏名 印

連帯保証人 住所  
続柄  
氏名 印

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

北杜市長 様

貸与対象者

住所

氏名

㊟

北杜市看護学生奨学金連帯保証人変更届

北杜市看護学生奨学金貸与条例施行規則第8条第3項の規定に基づき提出します。

1 新たな連帯保証人

住 所

氏 名

生年月日

2 旧連帯保証人

住 所

氏 名

生年月日

3 連帯保証人を変更する理由

北杜市看護学生奨学金貸与条例により貸与を受けている奨学金については、本人と連帯して返還債務の責を負います。

年 月 日

新たな連帯保証人 住所

氏名

㊟

※ 添付書類

新たな連帯保証人の印鑑登録証明書



様式第4号（第13条関係）

年 月 日

北杜市長 様

貸与対象者

住所

氏名

㊟

北杜市看護学生奨学金返還猶予申請書

次のとおり、北杜市看護学生奨学金の返還を猶予くださるよう申請します。

返還状況	現在までに返還した期間・額	年 月 から 年 月まで 回分 円
	既に猶予を受けた期間・額	年 月 から 年 月まで 回分 円
猶予申請内容	返還猶予申請額	円
	希望する返還猶予期間	年 月 から 年 月まで
猶予申請の理由 (該当する番号を○で囲み、3の場合は理由を記入)		1 北杜市看護学生奨学金貸与条例施行規則第13条第1項第1号に該当 2 北杜市看護学生奨学金貸与条例施行規則第13条第1項第2号に該当 3 北杜市看護学生奨学金貸与条例施行規則第13条第1項第3号に該当 (理由 )

様式第5号（第13条関係）

第 号  
年 月 日

様

北杜市長 圖

北杜市看護学生奨学金返還猶予承認・不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった看護学生奨学金の返還猶予については、下記のとおり（承認・不承認）としましたので、通知します。

記

- 1 貸与金額 円
- 2 返還済額 円
- 3 猶予金額 円
- 4 猶予期間 年 月から 年 月まで

（不承認の理由）

[教示]

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、北杜市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日（北杜市長に対して審査請求をした場合には、当該審査請求に対する北杜市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、北杜市を被告として（訴訟において北杜市を代表するものは、北杜市長になります。）処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第1号 (第2条関係)

様式第2号 (第4条関係)

様式第3号 (第8条関係)

様式第4号 (第13条関係)

様式第5号 (第13条関係)